

令和2年3月4日提出

今治市議会定例会（第2回）議案

今治市議会定例会（第2回）議案目次

| 議案番号 | 件名                            | ページ |
|------|-------------------------------|-----|
| 4    | 令和元年度 今治市一般会計補正予算（第4号）        | 別冊  |
| 5    | 令和元年度 今治市墓園事業特別会計補正予算（第1号）    | 〃   |
| 6    | 令和元年度 今治市港湾事業特別会計補正予算（第1号）    | 〃   |
| 7    | 令和元年度 今治市小規模下水道特別会計補正予算（第1号）  | 〃   |
| 8    | 令和元年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  | 〃   |
| 9    | 令和元年度 今治市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | 〃   |
| 10   | 令和元年度 今治市介護保険特別会計補正予算（第2号）    | 〃   |
| 11   | 今治市行政組織条例の一部を改正する条例制定について     | 1   |
| 12   | 財産の処分について（特別養護老人ホーム菊仙荘等貸地等）   | 5   |

今治市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

行政組織を改正しようとするもの。



## 今治市行政組織条例の一部を改正する条例

今治市行政組織条例（平成17年今治市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条総務部の分掌事務中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条市民環境部の分掌事務中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 人権に関すること。

第2条産業部の分掌事務中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 移住定住に関すること。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市行政組織条例改正条項新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <hr/> <p><u>(4) ～ (8)</u> 略</p> <p>市民環境部</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p><u>(3) 人権に関すること。</u></p> <p><u>(4) ～ (10)</u> 略</p> <p>産業部</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p><u>(7) 移住定住に関すること。</u></p> <p><u>(8)</u> 略</p> | <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p><u>(4) 人権に関すること。</u></p> <p><u>(5) ～ (9)</u> 略</p> <p>市民環境部</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <hr/> <p><u>(3) ～ (9)</u> 略</p> <p>産業部</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <hr/> <p><u>(7)</u> 略</p> |

財産の処分について（特別養護老人ホーム菊仙荘等貸地等）

次のとおり土地を売却する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

記

1 土地の所在、地目及び面積

| 土地の所在         | 地目  | 面積 (㎡)    |
|---------------|-----|-----------|
| 今治市菊間町種3560番2 | 山林  | 1,594.00  |
| 今治市菊間町種3560番5 | 宅地  | 6,852.00  |
| 今治市菊間町種3560番6 | 雑種地 | 255.00    |
| 今治市菊間町種3560番8 | 雑種地 | 568.00    |
| 今治市菊間町種4145番1 | 雑種地 | 1,421.00  |
| 今治市菊間町種4146番1 | 山林  | 1,137.00  |
| 今治市菊間町種4146番2 | 雑種地 | 29.00     |
| 今治市菊間町種4152番1 | 山林  | 406.00    |
| 今治市菊間町種4156番1 | 雑種地 | 228.00    |
| 今治市菊間町種4157番  | 雑種地 | 523.00    |
| 今治市菊間町種4166番3 | 山林  | 70.00     |
| 計             |     | 13,083.00 |

2 売却の目的 普通財産の処分

3 契約の方法 随意契約

4 売却の相手方及び価格

愛媛県松山市下難波乙145番地34

社会福祉法人風早借楽園

理事長 渡部 宗一

45,790,000円

「参 考」

位 置 図



縮尺 1 : 1 0 0 0 0

凡例  処分箇所



「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の  
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）、又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。